つりびな作りを体験する子どもたち



令和2年度 土曜授業の開催

本市では、市内の全小中学校で土曜授業を実施し、「ふるさと大垣 科」などの授業を行っています。

「ふるさと大垣科」は、郷土の自然や歴史、産業、俳句文化など

を学び、ふるさと大垣に誇りと愛 着をもち、大垣の素晴らしさを語 ることができる子どもたちが育つ ことを願って実施しています。

また、同教科では、豊富な知識 や経験を持つ市民の皆さんの協力 を得るなど、土曜日ならではの教 育活動を推進しています。

詳しくは、学校教育課(☎47-8034) ^.

٢	き
第1回	5/16(土)
第2回	6/6(土)
第3回	7 / 4 (土)
第4回	9/5(土)
第5回	10/3(土)
第6回	11/7(土)
第7回	12/19(土)
第8回	1/16(土)
第9回	2/20(土)
第10回	3/6(土)



大垣城・郷土館の臨時休館

大垣城と郷土 館は、展示入替 のため、3月25 日(水)に臨時休 館します。



詳しくは、文 化振興課 (☎47-8067) へ。

裁判所3月のテーマ 「第三者からの情報取得手続」

裁判所は、国民の皆さんに新 しくできた制度や裁判手続きを 知っていただくために、随時 テーマを決めて裁判所HPでお 知らせしています。

3月のテーマは、「第三者か らの情報取得手続がはじまりま す! 「です。

詳しくは、岐阜地方裁判所 事務局総務課(☎058-262-5122) \wedge

PRITIN



墨俣町で町おこしに取り組む女性グループ「いき粋 墨俣創生プロジェクト」による、つりびな作り体験が 2月12日、墨俣小学校で開かれました。

子どもたちは、1本吊り飾りの制作に挑戦。ボール 紙や発砲スチロールに着物地などを貼り付けて、でん でん太鼓やまりの人形を作り、最後に赤いひもで縫 い付けました。体験を通して、児童はふるさとの文 化を学ぶことができました。

墨俣町内の店舗や寺院などがつりびなで彩られる イベント「いき粋墨俣つりびな小町めぐり」は、美 濃路墨俣宿一帯で3月8日まで開催されます。

東日本大震災 黙とうにご協力ください

3月11日(水)は、東日本大震 災が発生してから9年を迎えま

本市では当日、震災で亡くな られた方々に哀悼の意を表する ため、地震発生時刻の午後2時 46分から1分間の黙とうを捧げ ます。

防災行政 無線屋外ス ピーカーと 指定避難所



などにある戸別受信機からお知 らせしますので、ご協力をお願 いします。

詳しくは危機管理室(☎47-7385) ^.

市内に土地・家屋を所有する納税者の人が、他の土地・家 屋の価格との比較を通じてご自分の価格を確認できるよう、 土地・家屋の価格をご覧いただけます。

- ◆とき/4月1日(水)~30日(木) 午前8時30分~午後 5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ◆ところ/課税課、上石津・墨俣地域事務所(各地域事 務所は各地域のみの縦覧)
- ◆ 持ち物/令和 2 年度の納税通知書・課税明細書、運転 免許証など本人確認ができるもの
- ◆問合せ/課税課土地グループ(☎47-8168)、または同 課家屋グループ(☎47-8178)へ

原付・軽自動車などの異動手続きと減免申請

軽自動車税種別割は、4月1日現在の原動機付自転車・小型特殊 自動車・軽自動車・二輪の小型自動車の所有者に課税されます。譲 渡、廃車、盗難などの場合は、3月中に異動手続きをしてください。

また、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など の交付を受け、市または県の定める一定の要件を満たしている人に は、軽自動車税種別割・自動車税種別割の減免制度(1人につき1 台のみ)があります。

今回の申請分から軽自動車税種別割の減免要件である身体障がい の対象範囲が下表のとおりに変更されました。

軽自動車税種別割の減免申請の受付期間 は、3月2日から6月1日までです。

詳しくは、軽自動車税種別割については課 税課諸税グループ(☎47-8143)、自動車税種

別割については県自動車税事務所(☎058-279-3781)へ。

区分		対象範囲 ※生計同一者運転と本人運転の減免対象範 囲が同じになりました
視覚障害		1級、2級、3級、4級
音声機能障害		3級(咽頭摘出による音声機能障害の 場合に限る)
上肢不自由		1級、2級、3級
下肢不自由		1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由		1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級、2級、 3級
	移動機能	1級、2級、3級、 4級、5級、6級

※対象範囲が拡大された区分のみを掲載。対象範囲が拡大された部分は太字で 記載しています

市・県民税の申告受付

市民会館2階で 3月16日まで

▶申告会場は市民会館

市・県民税の申告会場は市民会館2階大会議室で 行っています。申告期間中、本庁舎では申告の受け付 けや、市・県民税についての問い合わせはお受けできません。

▶市・県民税の申告は3月16日まで

市・県民税の申告受付は、3月16日まで(土・日曜日を除く)行っ ています。受付時間は、午前9時から午後4時までです。

医療費の計算や帳簿・書類の整理は事前に済ませたうえでお越し ください。なお、令和元年分(平成31年分)所得税及び復興特別所 得税の確定申告書を提出する人は、令和2年度市・県民税の申告を する必要はありません。

◆問合せ/課税課市民税グループ(☎47-8179)